

(別紙)

諮問番号：令和 7 年度 諮問第 1 号

答申番号：令和 8 年度 答申第 1 号

答 申 書

審査請求人〇〇〇〇が令和 6 年 1 1 月 2 7 日付けで提起した審査請求に関する審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

第 2 事案の概要

審査請求人は、かほく市長に対し令和 6 年 9 月 1 7 日付で公文書開示請求書を提出し、かほく市長はこれを令和 6 年 9 月 1 7 日に受付した。

かほく市長は、審査請求人に対し令和 6 年 1 1 月 1 8 日付で公文書部分開示決定通知書を送付した。

審査請求人は、かほく市長に対し令和 6 年 1 1 月 2 7 日付で部分開示決定の取消しを求める審査請求書を提出し、かほく市長はこれを令和 6 年 1 1 月 2 7 日に受付した。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 河北郡市会に関する文書については、かほく市長が代表の会であるのに非開示であるのは不合理であり、当会は 1 市 2 町（かほく市、津幡町、内灘町）が実質的に運営する会と認められるので、包み隠さず正しく開示すべきである。

- (2) かほく市町会区長会連合会会則の開示は、同会の活動目的に照らし、広く周知・理解を得るために積極的な開示が必要であり、非開示対応は疑問である。以前に会則を公開されており、今回の非開示処分との「統一・整合性」がなく、かほく市情報公開条例第7条第7号を根拠とした非開示処分には違法手続きが強く疑われる。積極的な公開が大原則であると思うので、開示することを求める。
- (3) 郡市会・議長会合同視察研修について、公費支出状況等が分かる文書を開示することを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 河北郡市会に関する文書については、存在する文書は全て開示したが、審査請求人が請求した文書に該当する文書が不存在であるため非開示決定とした。
- (2) かほく市町会区長会連合会会則については、かほく市情報公開条例第7条第7号に該当するため（実施機関からの要請を受け）、非開示とした。
- (3) 郡市会・議長会合同視察研修については、存在する文書は全て開示したが、審査請求人が請求した文書に該当する文書が不存在であるため非開示決定とした。

3 口頭意見陳述の内容

口頭意見陳述における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 町会区長会連合会や河北郡市会などの団体に対し、公金（交付金等）が支出されているにもかかわらず、その根拠となる会則や監査資料が非開示・不存在とされていることを「不正隠し」ではないか。
- (2) 行政は隠し事をせず、法律に基づいた正しい情報公開を行うべきである。

第4 審査会の調査審議の経過

令和7年12月19日 諮問受付

令和8年 5月11日 第1回審議

令和8年 6月18日 第2回審議

令和8年 7月27日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令の規定

『かほく市情報公開条例』

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

(1) ～ (6) (略)

(7) 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第11条 (略)

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 本件処分の妥当性について

(1) 『河北郡市会に関する文書』について

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該文書については、実施機関が開示した文書以外に新たな文書も発見されなかった。

また、審査請求人は河北郡市会が「1市2町(かほく市、津幡町、内灘町)が実

質的に運営する会と認められるので、包み隠さず正しく開示すべきである」旨主張するが、当会はあくまで地方公共団体でもない任意団体に過ぎず、その文書について実施機関が公文書として保有していないとしても、不合理な点はない。

したがって、当該文書が実施機関において作成又は保有されたことが窺われる事情は認められず、文書不存在とした取扱に違法はない。

(2) 『かほく市町会区長会連合会会則』について

処分庁は、「実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報である」として、本件処分のもととなる公文書開示請求においては、条例第7条第7号該当として非開示の決定をしたものであると説明している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、かほく市町会区長会連合会の内部規定において、平成27年より当該連合会に関する文書については、町会長・区長からの申請によって公開するものとしており、当該連合会の要請があったとして開示しなかった本件決定は妥当であると判断される。

なお、「かほく市町会区長会連合会」は、当該情報について、町会又は区の構成員に対して公開することはもちろん、町会長又は区長を通しての開示請求には開示することとしていると伺っており、審査請求人が主張する「積極的な公開」は既に行われているものと思料する。

(3) 『郡市会・議長会合同視察研修』について

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該文書については、実施機関が開示した文書以外に新たな文書も発見されなかった。

また、審査請求人は河北郡市会が「1市2町（かほく市、津幡町、内灘町）が実質的に運営する会と認められるので、包み隠さず正しく開示すべきである」旨主張するが、当会はあくまで地方公共団体でもない任意団体に過ぎず、その文書について実施機関が公文書として保有していないとしても、不合理な点はない。

したがって、当該文書が実施機関において作成又は保有されたことが窺われる

事情は認められず、文書不存在とした取扱いに違法はない。

このほか、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、本件開示請求に係る公文書について部分開示決定したことは妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は第1記載のとおり、答申する。

かほく市行政不服審査会